

# 人口減少下の電気および公益事業サービスの行方 ～話題提供～

EY新日本有限責任監査法人

インフラストラクチャーアドバイザーグループ 福田 健一郎

2020年1月27日（月）

## 100年以上前から築き上げた 豊富・安全・安価な水道

日本初の近代水道  
神奈川・・・1887年から

- 国連加盟 193カ国のなかで  
**水を蛇口から直接飲めるのは、  
わずか16カ国**
- 水道管から漏れ出している水の  
割合（漏水率）は**世界平均  
で30～40%なのに対し、  
日本は全国平均で7%以下  
（東京都は3%以下）**  
（※上記、元国連環境審議官・吉村和就  
氏分析から引用）
- 料金も月20トン使う**家庭用の  
平均料金は、2018年4月時点  
で3,244円**（※通信、電力ガ  
スより安い）





# 10万人～数十人単位の事業が約8,000存在

- ▶ 市町村単位、集落単位などで独立した水共有システムが数千存在している。
- ▶ 規模が小さくなるにつれて、公営の比率は減り、地域の集落などによる運営のものが増え

	種類	定義	事業数と事業主体	給水人口
※市町村経営原則 水道法の水道	水道事業	給水人口 5,001人以上	<b>1,347事業 (@9万人)</b> うち公営1,338事業(99%)	1億2,131万人
	簡易水道事業	給水人口 101人以上 5,000人以下	<b>3,561事業(@690人)</b> うち公営2,897事業(81%)	246万人 (水道と簡水計 1億2,377万人)
水道法枠外	飲料水供給施設	100人以下の 小規模水道	<b>3,209施設 (@50人)</b> うち公営861施設 (27%)	16万人
	個人用井戸等	不明	不明	不明
	(参考：日本の人口)		—	1億2,762万人

出典) 日本水道協会「平成29年度水道統計」より作成

# 水道事業は独立採算の原則があるが、簡易水道には手厚い国庫補助制度あり

表-2 上水道と簡易水道の財政支援の差異

	交付税制度（総務省）	補助制度（厚労省）
上水道	<p>交付税措置の対象は限定的</p> <p>〔 付加的な施設整備のみが一般会計繰出及び交付税措置の対象となる。〕</p> <p>例：水源開発（ダム）、高度浄水（クリプト対策等）、災害対策（耐震化等）、広域化（連絡管等）等</p>	<p>補助対象は限定的</p> <p>〔 交付税制度と同じ 〕</p>
簡易水道	<p>建設改良費の一部（10%）について一般会計繰出がなされ、当該繰出に要する経費について交付税措置（100%）が講じられる。また、建設改良費に充てた地方債に係る元利償還金の2分の1について、一般会計繰出がなされ、当該繰出に要する経費について交付税措置（100%）が講じられる。</p> <p>簡易水道の建設改良</p> <p>一般会計繰出 (交付税措置)</p> <p>(交付税措置)</p> <p>(交付税措置)</p> <p>元利償還の1/2について一般会計繰出</p> <p>10%</p> <p>90% (水道事業債 (簡易水道分))</p> <p>元利償還ベースで普通交付税措置 (H23以降は特別交付税措置)</p> <p>給水人口ベースで普通交付税措置</p> <p><b>建設改良投資の半分が公費対象</b></p>	<p>事業維持の上で必要な施設整備が幅広く補助対象</p> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○財政力指数(&gt;0.3) : 1/4 <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位管延長(≥20m) : 4/10</li> <li>・" (6m~20m) : 1/3</li> </ul> </li> <li>○財政力指数(≤0.3) : 1/3 <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位管延長(≥7m) : 4/10</li> </ul> </li> </ul>

出典) 兵庫県資料



# 民(集落)営が多い「飲料水供給施設」

- 水道法の水質規制の枠外で自治体が必要に応じて衛生対策をする。
- 公設民営方式で集落で管理（高齢化等で管理困難になっている施設も）
- 水道事業の施設ではないので、水道会計からは切り離されている。運営維持には自治体一般会計から助成金が出ている場合が多い。



浜松市山間部集落の  
飲料水供給施設



# 水道法上の給水義務は「給水区域の中」での義務

- 水道サービスの提供は、水道法第15条で給水区域内の給水義務が課されており、給水区域の指定は、水道法第7条に基づき、水道事業者が策定する事業計画において規定する。

## 水道サービス提供の義務

### 水道法 第15条（給水義務）

- 1 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

## ● 給水を行わない正当の理由

- 給水義務を負わない正当の理由は、逐条解説によると、水道事業者の正常な企業努力にもかかわらず、その責に帰すことのできない理由による給水契約の申込を拒否せざるを得ない場合に限定されるとして、以下のような理由が例示されている。人口減少や過疎地域など、採算性が厳しいことなどによる理由は認められていない。

- ◆ 配水管の未布設地区からの申込
- ◆ 給水量が著しく不足している場合
- ◆ 多量の給水量を伴う申込

# 水道事業の3つの課題

## その1 収益減

① 人口減少

② 節水

(一人あたり有収水量はH20年度の114トン/年からH29年度は109トン/年に5%減少)

③ 地下水移行等

全国で、平成20～29年の10年間で  
2.8兆/年から2.68兆/年へ水道料金収入が  
5%減少

## その2 コスト増

① 老朽化した水道管、浄水場の  
更新投資増

(による減価償却費、支払利息の増加)

67万キロの管路網が老朽化。  
現在0.75%の年間管路更新率を1.14%に  
引き上げないと老朽管の健全化が進まない。

## その3 職員減

・H20年度の5.1万人からH29年度の4.4万人へ10年で  
10%減。また、人口1万人未満では平均3名で運営。



# 水道から地下水へ、大口ユーザーの「スイッチング」

こんなことで**お困り**はありませんか？

## 地下水・工業水飲料化事業

**断水・災害時に備えたい**  
**水道料金のコストを削減したい**

地下水や工業用水を利用し、安全で安心な飲料水としてお客様に供給します。  
当社は地下水膜ろ過システムのパイオニアです。



- ▶ [地下水膜ろ過システム](#)
- ▶ [工業用水飲料化システム](#)

## 防災関連

**断水・災害時に備えたい**

er/

出典) 地下水関係事業会社ウェブサイト

## 排水処理事業

**高効率に処理したい**

膜ろ過技術を活用した「MBR（膜分離活性汚泥法）」をはじめとした排水処理に関するソリューションをご提案しています。



- ▶ [排水処理](#)
- ▶ [排水リサイクル](#)

## 海外事業

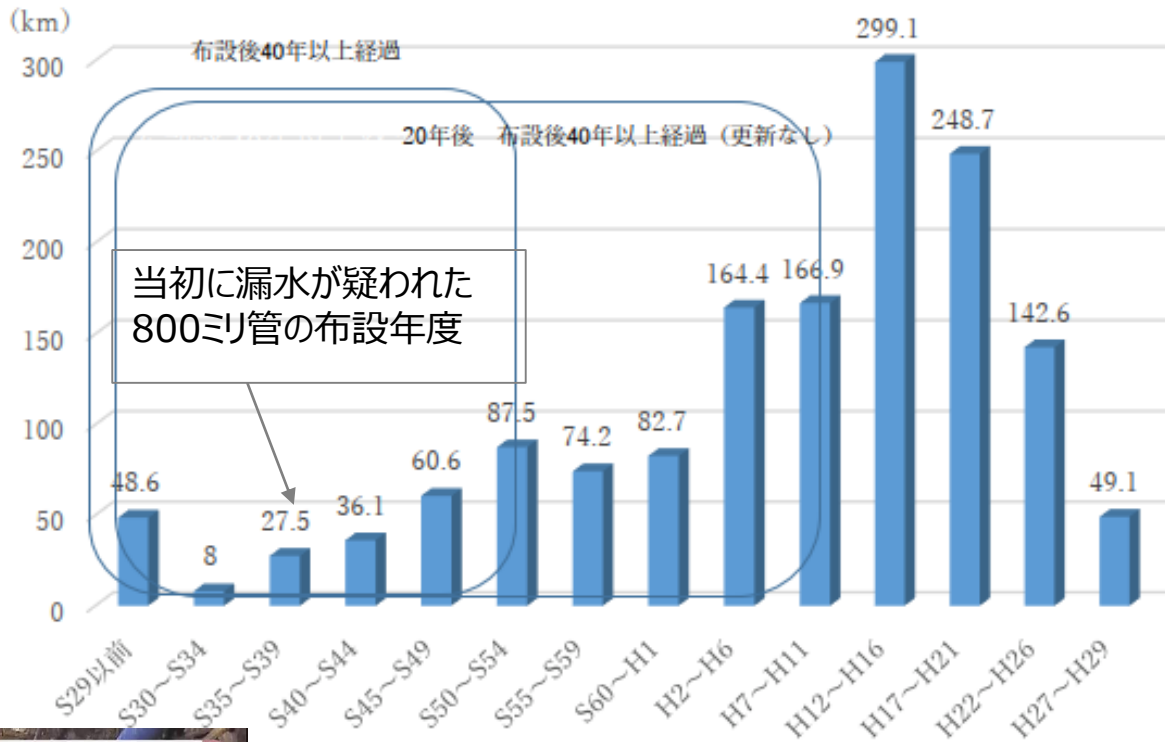
**安全な水を確保したい**

「分散型給水」という事業コンセプトを軸に、世界の人々に等しい安全な水を供給しています。



# 老朽施設による漏水事故の発生 【管路の年度別布設状況】

- ▶ 平成29年度末時点での和歌山市内の管路総延長は、1,496kmで、そのうち**16.1% (240.3km) が布設後40年以上経過**。
- ▶ 人口30万以上～政令市未満の同規模都市は**18.6%**なので、**和歌山市は平均以下**。
- ▶ **大阪市は46.5%が法定耐用年数超過**（導・送・配水管対象）と特に老朽化が進んでい



出典) 和歌山市水道事業経営戦略

- ▶ フランスでは、多数の振動音感知センサーを設置して漏水監視するといったITによる管理が進んでいる。

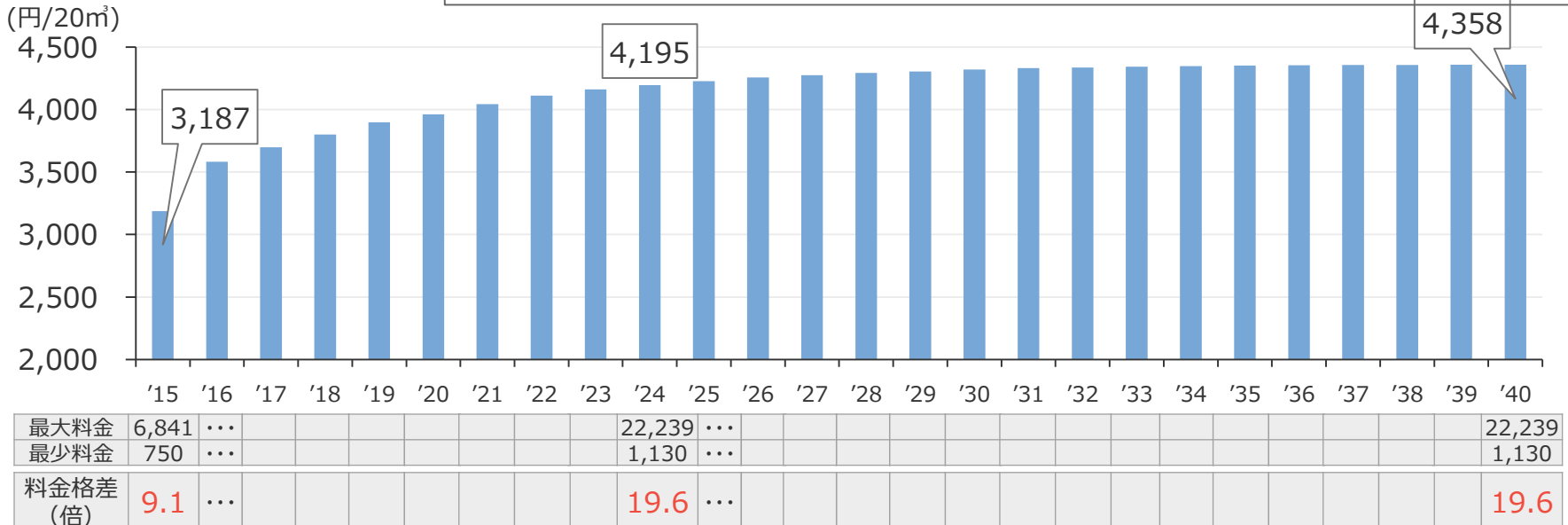
# 人口減少時代の水道料金はどうなるのか ～全国個別水道事業者の将来料金を推計

EY新日本有限責任監査法人  
及び水の安全保障戦略機構共同研究

- ◆ 2040年度までに**水道料金の値上げが必要と推計される事業者**は、**分析対象全体の約90%**に及び、**全国平均値では36%の料金値上げ**が必要と推計される。
- ◆ 水道料金の全国平均では、平均的な使用水量の場合、**現在3,187円/月であるのが、4,000円/月を超える**と推計される。また、個々の事業者間の**水道料金の格差**は、現在の9.1倍から、**19.6倍に広がる**。(下図参照) ※事業者別の推計結果についてもインターネットにおいて公表。
- ◆ **給水人口の少ない事業者**ほど、**料金改定率が高い**傾向にある。

- ◆ **趨勢 = 水道料金の水準は上昇していく！ (公でも民でも)**
- ◆ **水道事業の財政的持続性、「低廉」性を少しでもベターに確保可能な経営の必要性！**

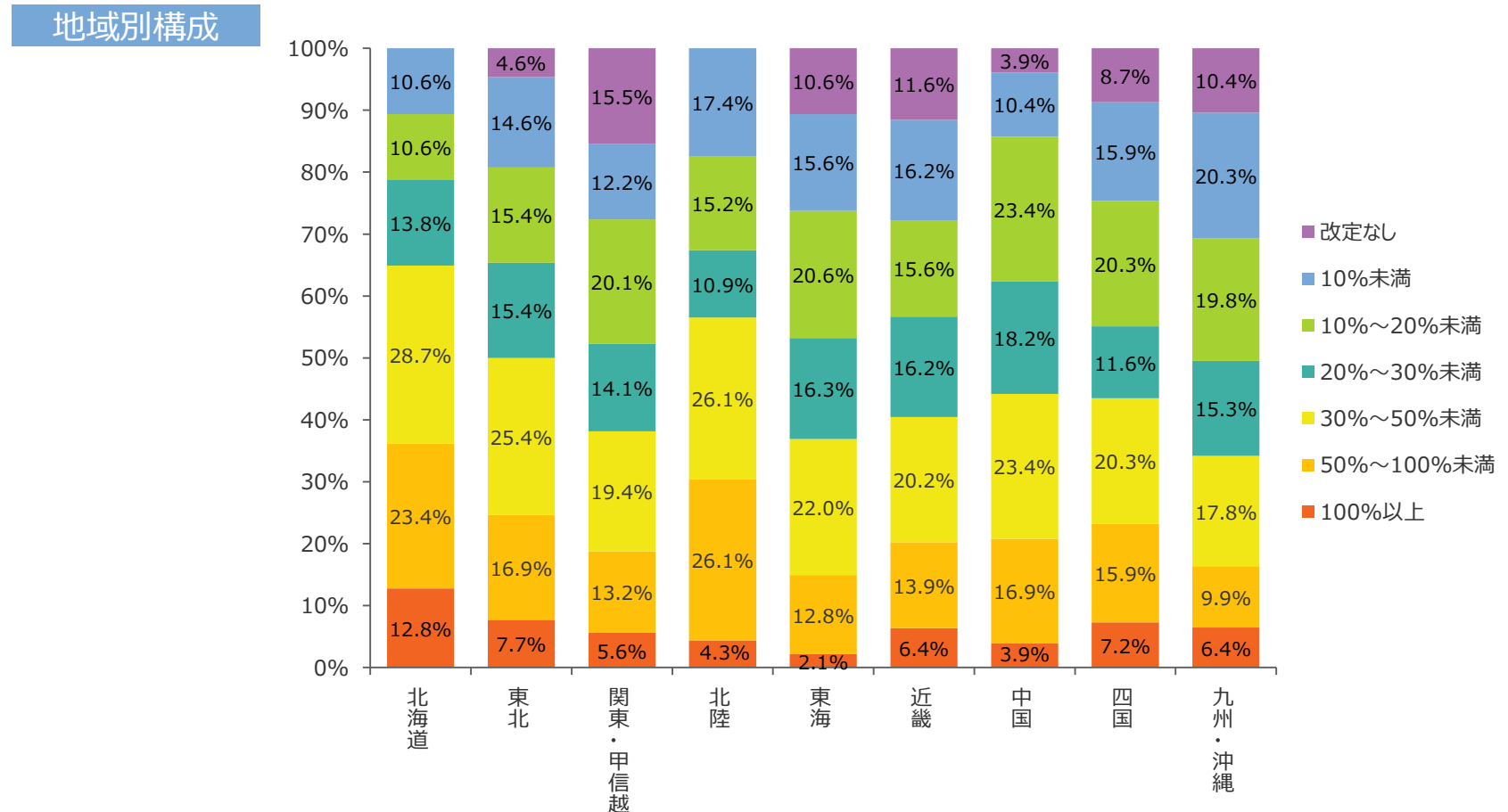
全国の水道料金  
(20m<sup>3</sup>使用時)の推移予測



※) 本推計では、赤字となる年度に一度に値上をする想定をしているが、実際には段階的に値上げが行われるため上図よりも緩やかに料金が上がると考えられる。また、推計対象は、人口5,001人以上の水道事業である。

# 同一地域内でも改定なしから100%（倍）改定まで様々

- ◆ 地域別では、北海道、東北及び北陸地方において料金改定率が高い傾向がある。
  - ◆ 北海道、東北、北陸の3地方では、50%以上の事業体において料金改定率が30%以上となると推計される。





# 水道法の一部を改正する法律 (平成30年法律第92号)

## 水道法の一部を改正する法律案の概要

### 改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

### 改正の概要

#### 1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

#### 2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

#### 3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
  - ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
  - ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
  - ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。
- + 法14条(料金設定)について、「健全な経営を確保できる」設定をするように文言追加した。

#### 4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

#### 5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

# 広域化の先進事例

## 香川県の県内1水道化（企業団）事例

H20年議論開始→H30年簡易水道も含めて管理一元化→H40年料金統一(予定)  
**料金統一まで含めれば20年単位の試み。統合後も計画な人員採用、育成が必須。**

	平成29年度まで		平成30年度以降	
水道用水供給事業	2	➔	香川県広域水道企業団	0
上水道事業	16			1
工業用水道事業	1			1
簡易水道事業	13			直島町

※直島町以外の簡易水道事業は平成30年度までに統廃合を実施





# 水道事業における官民連携の状況

既に民間活用が行われており、1714箇所<sup>※</sup>で民間委託

(現行制度における官民連携手法と取組状況)

業務分類(手法)	制度の概要	取組状況及び実施例
一般的な業務委託 (個別委託・包括委託)	○施設設計、施設保守点検、メーター検針等を個別に委託する個別委託、複数の業務を一括して委託する包括委託がある	運転管理に関する委託: 1714箇所(622水道事業者) 【うち、包括委託は、427箇所(141水道事業者)】
第三者委託 (民間業者に委託する場合と他の水道事業者に委託する場合がある)	○浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託	民間事業者への委託: 191箇所(46水道事業者) 「広島県水道用水供給事業本郷浄水場」ほか 水道事業者(市町村等)への委託: 19箇所(13水道事業者)
DBO (Design Build Operate)	○地方自治体(水道事業者)が資金調達を担い、施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託	6箇所(7水道事業者) 「会津若松市滝沢浄水場等」、「見附市青木浄水場」ほか
PFI (Private Finance Initiative)	○公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施	12箇所(8水道事業者) 「横浜市川井浄水場」、「岡崎市男川浄水場」、 「神奈川県寒川浄水場排水処理施設」ほか

- この他、民間の技術力や経営ノウハウ、資金を最大限に活用し、安定的で自由度の高い運営を可能にするコンセッション方式<sup>(※)</sup>の仕組みがある。

※ PFIの一類型であり、利用料金の徴収を行う公共施設について、水道施設の所有権を地方自治体が有したまま、民間に当該施設の運営を委ねる方式。



## <水道法改正法案>

- 現行のコンセッション方式は、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに水道事業の認可を受けることが必要。
- 水道事業者等の**選択肢をさらに広げる**という観点から、**地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可等を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。**

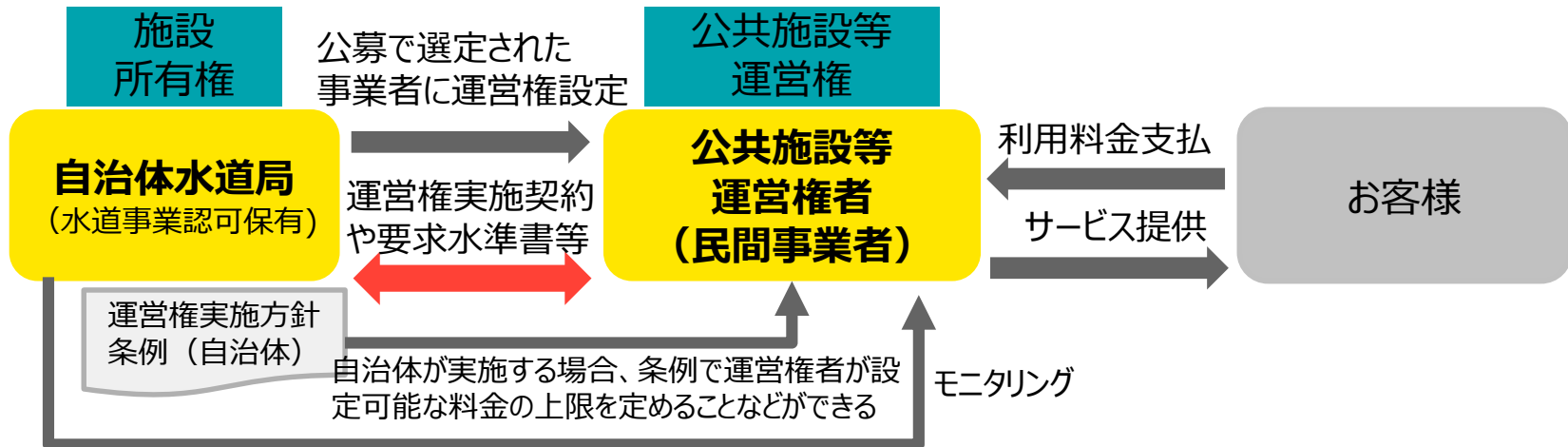
出典) 厚生労働省「水道の維持管理等に関する現状等について」(平成30年11月2日)

※下水道事業は9割の下水処理施設で民間委託を導入済。  
(水道よりも民間委託をしている傾向)

# 水道法改正案における水道コンセッションの新方式

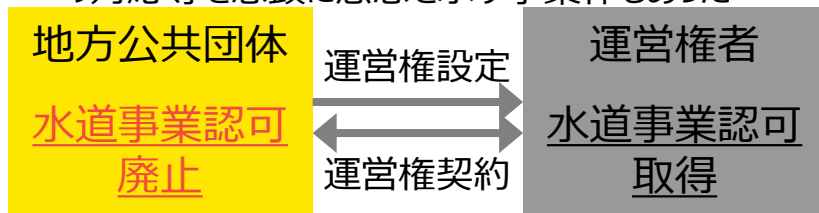
公共施設等運営権制度とは・・・

- 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式（平成23年度のPFI法改正により導入）



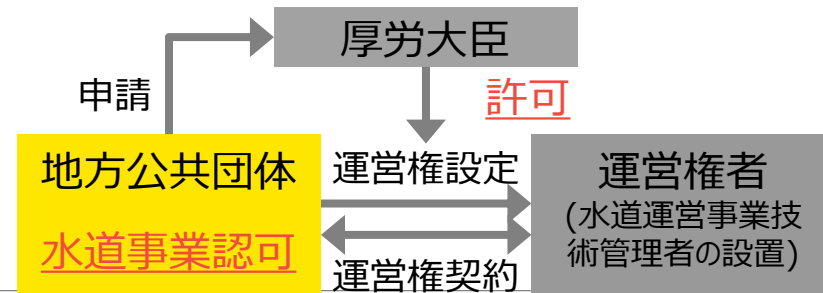
## 【改正前の水道法】

- ▶ 2011年PFI法改正では地方公共団体の水事業認可が廃止となる。そのため、非常時の自治体での対応等を念頭に懸念を示す事業者もあった



## 【改正後】

- ▶ 施行されれば、地方公共団体に認可を残し、また、国が許可する形で関与する「ガバナンスを強めた」下記の方式を採用することも可能になる





# 感情論先行？ 細分化された事業は誰がやっても厳しい？

朝日新聞 2018年12月7日 朝刊

## 水道「民営化」法が成立

### 自治体の運営売却促す

#### 野党は反発「審議不十分」

水道事業は、人口減や節水により水の使用量が減る中、水道管の更新費用が負担となり経営悪化が懸念される。改正法は事業の基盤強化を主な目的とする。水道を運営する自治体などに適切な資産管理を求め、事業の効率化のため広域連携を進める。

争点となったのは、コンセッション方式と呼ばれる民営化の手法だ。公共施設の所有権を自治体を持ったまま運営権を長期間、民間に売却できる手法で、今回の改正で、自治体が水道事業者という位置づけのまま、導入できるようになる。事業者が給水の最終責任を負うため、災害や運営企業の経営破綻時の給水体制を自治体が担保し、導入を促す狙いがある。

厚生労働省によると、水道での方式の導入をこれまでに検討したのは6自治体。宮城県は市町村に水道水を「卸売り」する事業で

水道事業を「民営化」しやすくする改正水道法が6日、衆院本会議で賛成多数で可決、成立した。水道の民営化をめぐる、海外での失敗例の分析が不十分だと野党側は「審議不十分」と反発していた。

▼2面▶不安拭えず

#### ■改正水道法の概要

適切な資産管理  
施設の維持・修繕を義務化、施設更新費用を含む収支見通しの公表を努力義務に

「コンセッション方式」の導入  
水道事業の認可・施設の所有権を自治体を持ったまま民間に運営権を売却可能に（通常は20年間以上）

## ▶ TVコメンテーター

「海外の民間水道は、**200事例以上が再公営化**している」

「民間水道になると**料金高騰**。水道管が老朽化したまま**放置**される」

「水道は公共的なので**民に任せられない**」

「**採算性悪い小規模水道経営は民はやらない**」  
などなど

指摘 “水道民営化” 衆院通過していた 料金は？ 海外では倍以上も

懸念される問題点② 水道料金が高騰するのではないか？

水道料金が約1.7倍に上がってしまっ て 水道管の交換も行われな い

水ジャーナリスト 氏

# フランスにおける上下水道の運営手法

- ▶ 水道では、再公営化と民活開始の件数は同数。また、下水道では、150事業が民間運営に移行したのに対して、再公営化した事業は80事業。このように民→官と官→民の両方の流れが存在。
- ▶ また、水道事業の6割（人口ベース）はコンセッション契約などの民間への運営委託契約により実施されている。

図表 上下水道事業における2010年から2015年における運営形態変化の状況

	水道事業		下水道事業	
	公営からDSPに移行した事業	DSPから公営に移行した事業	公営からDSPに移行した事業	DSPから公営に移行した事業
移行事業数	68	68	150	80
総事業数に占める比率	0.6%	0.6%	1%	0.6%
DSPの純増数	0		70	
対象事業人口(2015年)	1,112,590	635,363	1,164,745	786,523

事例数に対する分母

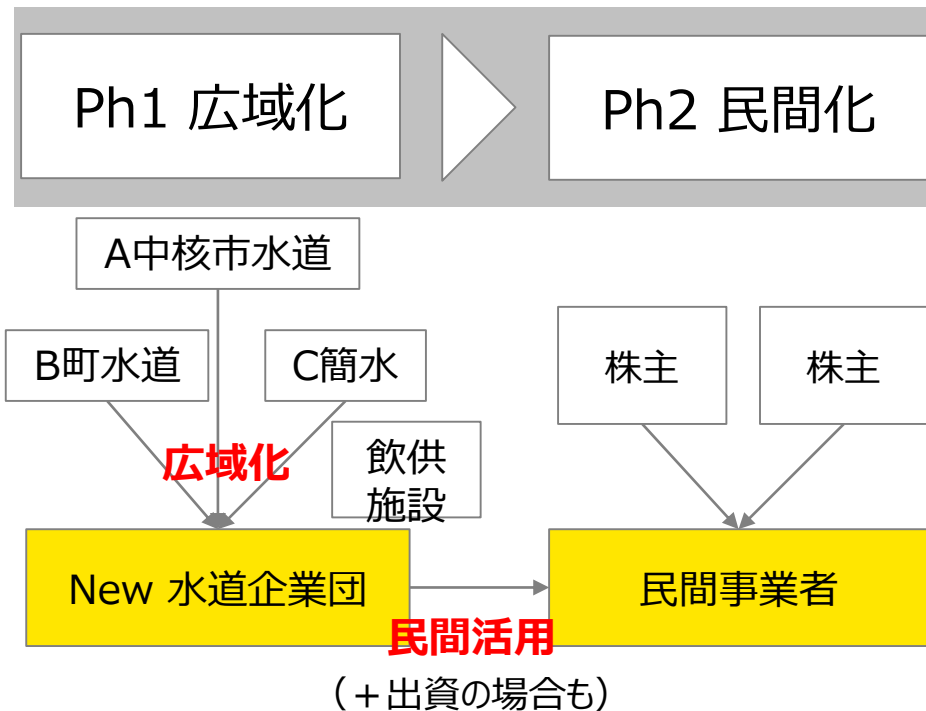
水道  
約 **12,000**  
事業体

下水道  
約 **15,000**  
事業体

出典：フランス生物多様性機構（AFB＝独立行政法人）「上下水道関係サービスの状況について（2015年のサービスの概況と業務成果について）」、2018年9月発刊（原題：Observatoire des services publics d'eau et d'assainissement. Panorama des services et de leur performance en 2015）

# 今後想定される広域化と民間化の流れ

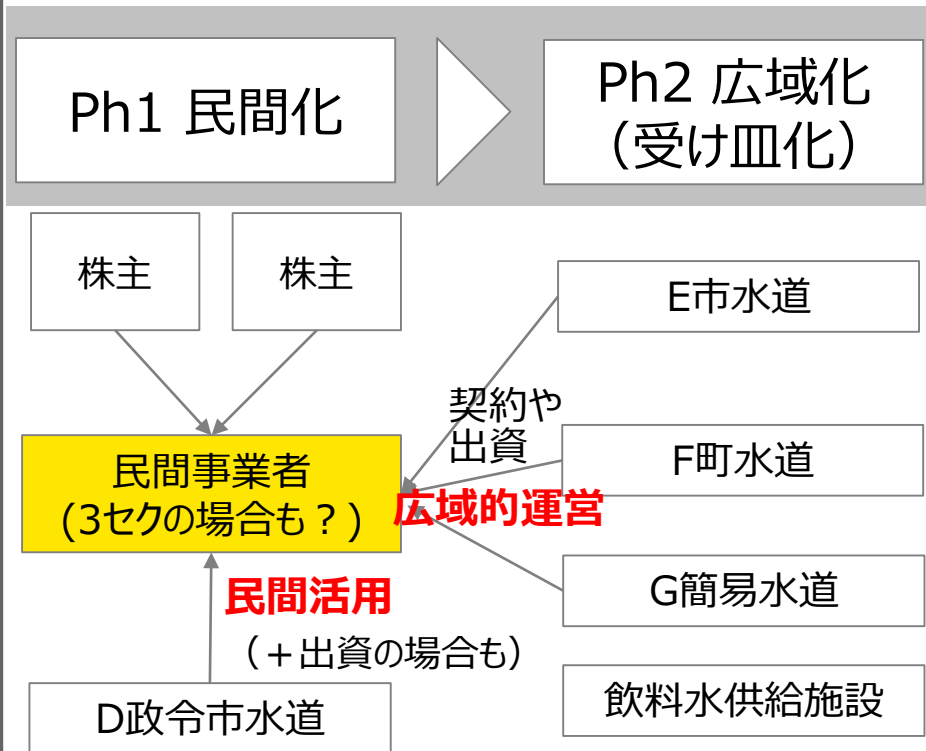
パターン1：広域化（事業統合）による規模拡大を先行



論点：公共が広域化の利害調整をスムーズに成功させられるか。

公共の強い政策イニシアティブが必要  
(海外では広域化を法令上義務化 (英仏) )

パターン2：受け皿会社を設立するモデル

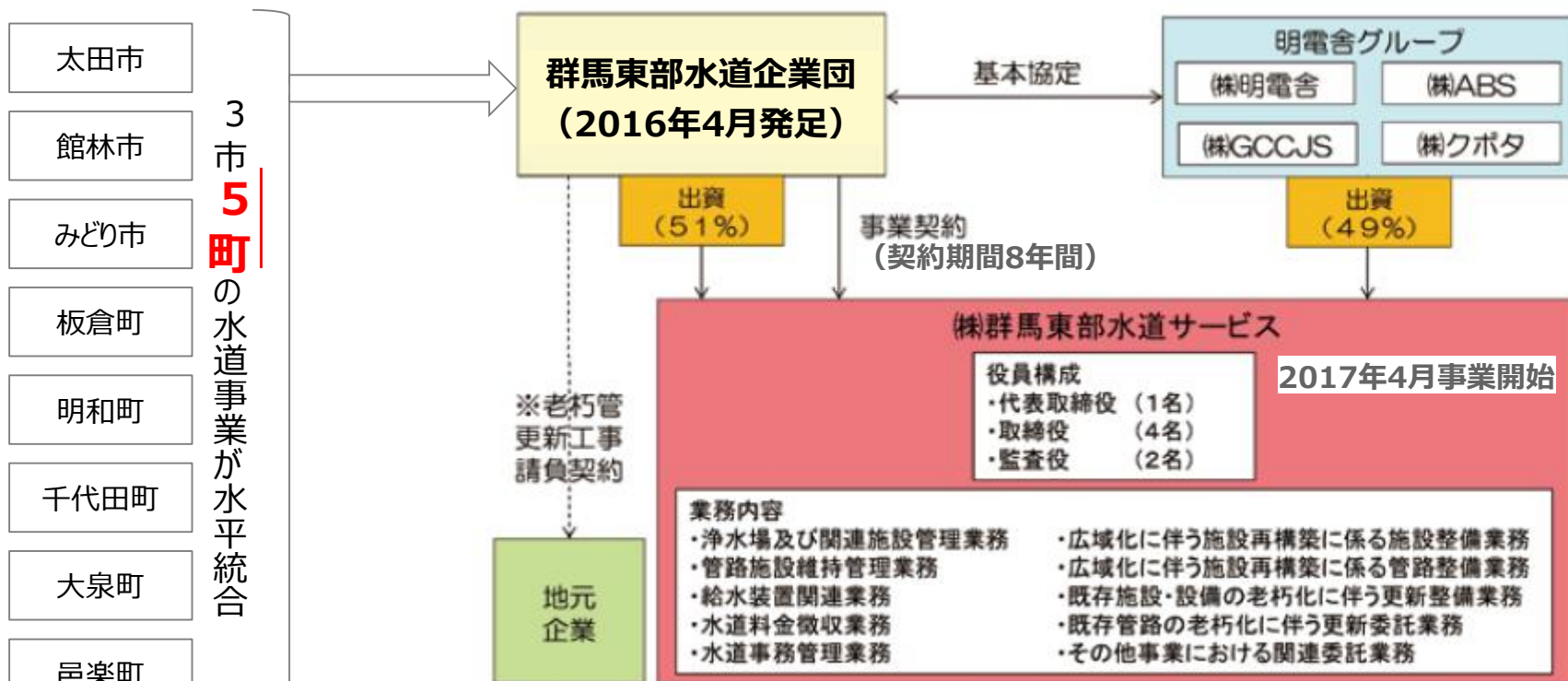
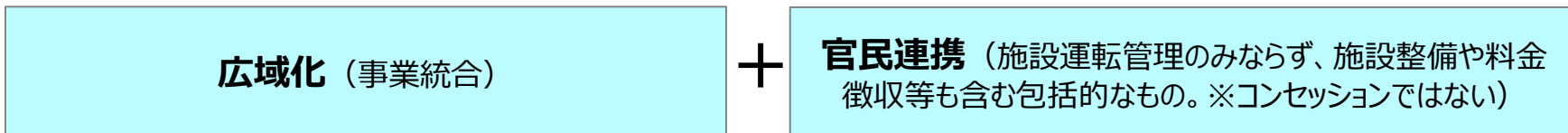


論点：民間事業者の経営と地域の事業継続を両立させるためには公の関与や仕切りが必要。

民活契約 (コンセッション契約など) の内容などを通じて、民の行動を地域最適化に近づけられるか？  
(※では公マジョリティ/100%出資会社ではどうか？)

# 群馬東部水道企業団における、官民出資会社への包括的な民間委託の事例

## ▶ 広域化と官民連携の組合せ事例(旧町の水道施設管理も担う)



※老朽管更新工事（施工）については、(株)群馬東部水道サービスとの事業契約に含めず、従来どおり企業団から地元企業へ発注する。



# 広島県「水みらい広島」の地域受け皿会社モデル

- ▶ 官民出資方式(民65%、県35%)で、包括委託受託企業（水みらい広島）を2012年に設立
- ▶ 県内他地域への横展開もしており、呉市からも出資を受け、業務受託を開始（2019年より）



# 浜松市下水道コンセッション開始初年度の状況

- ▶ 浜松市では、20年にわたるコンセッション契約（日本初）を民間企業と締結して、2018年から事業開始。
- ▶ 修繕内製化や、独自設備（自己負担）を増設しての効率化、など「長期・包括」的な契約ゆえと考えられる取組みが見られ始めている。
- ▶ 従来への委託では、発注者の判断が必要と考えられ、また、数年の事業期間では投資コストの回収が難しいと考えられる（自治体がい取らなくてはならない可能性）

## 修繕等の内製化

### 運営権者による取組み①

日付	設備・機器	内容
5/19	3号焼却設備冷却塔	冷却水塔
6/11	3号焼却設備排煙処理塔	内部点検
6/11	3号焼却設備一次空気を熱回収装置	上部解放点検
6/28	3号焼却設備煙突出口排ガス分選装置	排煙管及煙水分注補正
7/16	沈砂池掃き掃除機	ベアリング交換
8/20	汚泥処理機 No.2-1 脱水機	シーケンサ交換
8/22	機械濃縮機 No.2-1 糸網汚泥滞留槽攪拌機	ベアリング交換
9/10	汚泥処理機 No.3-3 脱水機	シーケンサ交換
10/4	汚泥処理機 No.3-2 脱水機	No.11 軸受ベアリング交換
10/12	3号焼却設備噴霧ポンプ	ブローアーム交換及びVベルト交換
10/26	2号焼却設備空圧圧縮機	内部点検
10/26	2号焼却設備流動ブロワ	カッターリング及びインペラ点検
11/1	2号焼却設備電気集塵機	放電極放電電極薬液版、高圧荷電設備点検
11/2	2号焼却設備サイクロン	
11/6	2号焼却設備誘引ファン	
11/6	2号焼却設備灰搬送コン	
11/6	2号焼却設備ケーシング投入	
12/21	2号焼却設備 No.1 投入	
1/17	西濃浄化センター自家発電機	
3/6	8号焼却設備各ブロワ	
3/6	3号焼却設備排煙処理塔	
3/14	3号焼却設備オイルガン	
3/21	3号焼却設備始動ベアリング	破損ベアリング撤去前



破損ベアリング撤去前

ベアリング交換

プランマープロックにベアリングを納め替え付け完了

### 内製化（自社修繕等）による突発修繕費の削減

外部委託による突発修繕コスト削減及び保守管理課員の力量向上を目的に、熟練社員による内製化に向けた各種教育訓練を実施

## 独自設備の増設（自己負担）



### 消臭剤自動添加システム

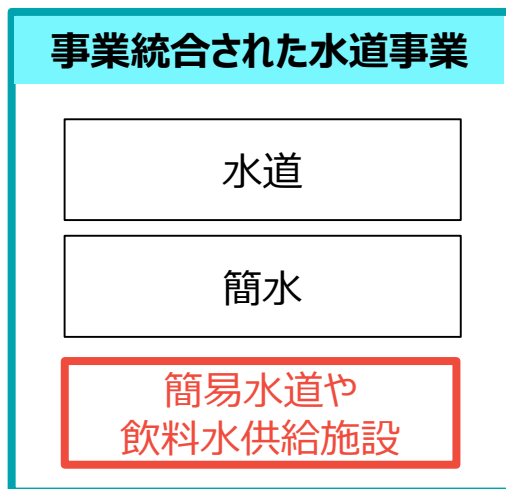
生物脱臭設備の入口のH<sub>2</sub>S濃度と泥温に連動して添加量を最適化する仕組み。

# 今後の簡易水道や飲料水供給施設をどうするか

- ▶ 今後の簡易水道や飲料水供給施設を誰がどのように管理していくのかを考える際には、水道広域化の文脈だけではなく、他のサービスの提供単位と足並みを揃えた議論も可能？
- ▶ 事業統合以外では、都市部水道との間の財源配分をどうするかも同時に議論しないと、いずれにせよやっていけない？

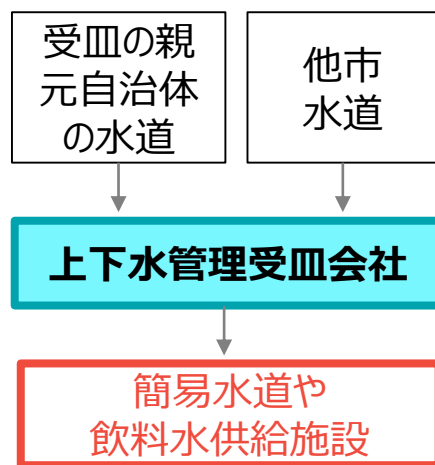
水道事業の中での垂直管理の観点

事業統合型



財源も再配分可能だが時間かかる

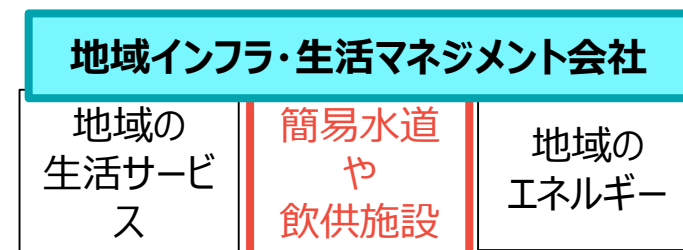
受皿会社による管理型



財源がないのでおいしくない？

地域を軸にした水平的管理の観点

地域インフラ管理主体型



財源がないのでおいしくない？

# まとめ

---

- ▶ 水道事業は伝統的に市町村経営の原則でやってきたが、収益減、施設老朽化、職員減少により厳しい経営環境。
- ▶ 日本で志向されているボトムアップ広域化は、料金格差等から時間がかかるが、いずれにせよ水道の広域的管理運営は必要
  - ▶ 広域化さえすれば万事安全ともいえない。公共として組織体制を強化（長浜水道企業団は委託を止めて職員採用強化）するか、群馬東部のように民と共同で事業をする形も。
  - ▶ 広島県や小諸市（水みらい小諸）のように受け皿会社が、業務を受託していく、というモデルも。
- ▶ 水道広域化の文脈の中で、簡易水道や飲料水供給施設（や小規模な水道）を誰がどのように管理していくのか。他のインフラと合わせた地域マネジメントの方向性はあるか。



EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com)をご覧ください。

#### EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザーサービスなどを提供しています。詳しくは、[www.shinnihon.or.jp](http://www.shinnihon.or.jp) をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

## 本資料についてのお問合せ先

EY新日本有限責任監査法人  
インフラストラクチャー・アドバイザーグループ

シニアマネージャー

**福田 健一郎** *Kenichiro Fukuda*

Email: [Kenichiro.Fukuda@jp.ey.com](mailto:Kenichiro.Fukuda@jp.ey.com)